

議案第25号

二宮町公共下水道使用料条例の一部を別紙のように改正する。

平成28年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

下水道事業の経営の健全化、安定化を図るため、現行の下水道使用料を改定することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例

二宮町公共下水道使用料条例（平成10年二宮町条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1及び別表2を次のように改める

別表第1（第3条関係）

2月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
一般汚水	16立方メートルまでの分 1,764円	16立方メートルを超え
		40立方メートルまでの分 129円
		40立方メートルを超え
		60立方メートルまでの分 153円
		60立方メートルを超え
		80立方メートルまでの分 179円
		80立方メートルを超え
		100立方メートルまでの分 193円
		100立方メートルを超え
		200立方メートルまでの分 209円
一般汚水	16立方メートルまでの分 1,764円	200立方メートルを超え
		1,000立方メートルまでの分 225円
		1,000立方メートルを超え
		2,000立方メートルまでの分 241円
一般汚水	16立方メートルまでの分 1,764円	2,000立方メートルを超える分 260円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	6円

備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139条）第1条第1項に規定する施設で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。

別表第2（第3条関係）

1月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）
一般汚水	8立方メートルまでの分 882円	8立方メートルを超え
		20立方メートルまでの分 129円
		20立方メートルを超え
		30立方メートルまでの分 153円
		30立方メートルを超え
		40立方メートルまでの分 179円
		40立方メートルを超え
		50立方メートルまでの分 193円
		50立方メートルを超え
		100立方メートルまでの分 209円
一般汚水	882円	100立方メートルを超え
		500立方メートルまでの分 225円
		500立方メートルを超え
		1,000立方メートルまでの分 241円
一般汚水	882円	1,000立方メートルを超える分 260円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	6円

備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139条）第1条第1項に規定する施設で、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、同年6月30日以前に係る使用料については、なお従前の例による。

二宮町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後			改正前		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
2月当たりの公共下水道使用料金表			2月当たりの公共下水道使用料金表		
区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般汚水	16立方メートルまでの分 1,764円	16立方メートルを超え	一般汚水	16立方メートルまでの分 1,560円	16立方メートルを超え
		40立方メートルまでの分 129円			40立方メートルまでの分 116円
		40立方メートルを超え			40立方メートルを超え
		60立方メートルまでの分 153円			60立方メートルまでの分 136円
		60立方メートルを超え			60立方メートルを超え
		80立方メートルまでの分 179円			80立方メートルまでの分 158円
		80立方メートルを超え			80立方メートルを超え
		100立方メートルまでの分 193円			100立方メートルまでの分 170円
		100立方メートルを超え			100立方メートルを超え
		200立方メートルまでの分 209円			200立方メートルまでの分 184円
		200立方メートルを超え			200立方メートルを超え
		1,000立方メートルまでの分 225円			1,000立方メートルまでの分 198円
1,000立方メートルを超え	1,000立方メートルを超え				
2,000立方メートルまでの分 241円	2,000立方メートルまでの分 212円				
2,000立方メートルを超える分 260円	2,000立方メートルを超える分 227円				
(略)			(略)		
備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。			備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。		
2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法 (昭和23年法律第139条) 第1条第1項に規定する施設で、物価統制令 (昭和21年勅令第118号) 第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。			2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法 (昭和23年法律第139条) 第1条第1項に規定する施設で、物価統制令 (昭和21年勅令第118号) 第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。		

改正後

別表第2 (第3条関係)

1月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートルまでの分 882円	8立方メートルを超え
		20立方メートルまでの分 129円
		20立方メートルを超え
		30立方メートルまでの分 153円
		30立方メートルを超え
		40立方メートルまでの分 179円
		40立方メートルを超え
		50立方メートルまでの分 193円
		50立方メートルを超え
		100立方メートルまでの分 209円
		100立方メートルを超え
500立方メートルまでの分 225円		
500立方メートルを超え		
1,000立方メートルまでの分 241円		
1,000立方メートルを超える分 260円		
(略)		

備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139条)第1条第1項に規定する施設で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。

改正前

別表第2 (第3条関係)

1月当たりの公共下水道使用料金表

区分	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)
一般汚水	8立方メートルまでの分 780円	8立方メートルを超え
		20立方メートルまでの分 116円
		20立方メートルを超え
		30立方メートルまでの分 136円
		30立方メートルを超え
		40立方メートルまでの分 158円
		40立方メートルを超え
		50立方メートルまでの分 170円
		50立方メートルを超え
		100立方メートルまでの分 184円
		100立方メートルを超え
500立方メートルまでの分 198円		
500立方メートルを超え		
1,000立方メートルまでの分 212円		
1,000立方メートルを超える分 227円		
(略)		

備考 1 一般汚水とは、公衆浴場汚水以外の汚水をいう。

2 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139条)第1条第1項に規定する施設で、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定により入浴料金について統制額の指定を受けているものから排除される汚水をいう。